

シニア向け情報

みんなで支える介護保険

介護保険制度は、社会全体で介護を支え合い、真に必要な介護サービスを総合的、一体的に提供する仕組みです。65歳以上の方は第1号被保険者となり、それぞれの所得状況などに応じた介護保険料を納付していく必要があります。皆さんに納付していくた
だく保険料は、介護保険を運営するための大切な財源です。

● 保険料の納め忘れに注意

- ・介護保険料の納付がお済みでないものがありましたら、お早めに納付をお願いします。
- ・介護保険料を滞納すると、介護サービスを利用する際に、いつたん全額自己負担で支払った後、介護給付の9割から7割相当分を払い戻す償還払いの適用や、滞納期間に応じ、サービス利用料が3割負担もしくは4割負担へと変更になる場合があります。

シルバー人材センターからのお知らせ

● 消毒作業会員募集

庭木の消毒作業に興味のある60歳以上の方を募集します。

● 新規入会説明会

午前10時から1時間程度

総合福祉センター 高齢者生きがいセンター内 2階会議室

対象 健康で働く意欲のある60歳以上で町内在住の方

申込・問合せ先 シルバー人材セ

ンター ☎(443)1680

問合せ先

役場 民生課

内線 115・158

基本チェックリストの「」案内

要介護認定の申請を行い、要介護認定を受けることによって介護サービスを利用することができます

が、要介護認定の申請を行わなくとも基本チェックリストの結果が一定の状態に該当する方は、訪問型サービスと通所型サービスを利用できます。

基本チェックリストとは

65歳以上の方を対象に、介護の原因となりやすい生活機能の低下がないか、運動、口腔、栄養、物忘れ、うつ症状、閉じこもりなどの25項目について「はい」「いいえ」で答える質問票です。実施日から1～2週間で結果が通知されます。

詳しい説明を希望される方は、地域包括支援センターまたは役場 民生課へお問合せください。

問合せ先 地域包括支援センターエー ☎(442)0857
内線 115・158

運転免許証を自主返納しましょ!

運転に少しでも不安を感じたら

高齢者ドライバーによる交通事故が多発しています。
身体能力の低下等により、運転に自信がない方に、申請による運転免許証の返納制度があります。

また、有効な運転免許証を自
主返納すると、運転経歴証明書が申請できます。運転経歴証明書が高齢者交通安全サポートセンターの飲食店等に提示すると、割引特典等を受けることができます。

この機会に一度、ご検討してはいかがでしょうか。

サポート一覧

□ <https://www.pref.aichi.jp/police/koutsu/koureisha/sup-index.html>

問合せ先 津島警察署交通課 免許係

☎ 0567(24)0110
(午前9時～午後5時)



該当される方は、お早めに
高齢者肺炎球菌の予防接種
2000円で受けられるのは
3月まで

次の対象の方は、高齢者肺炎球菌の予防接種が、3月まで2000円で受けられます。

対象

接種当日に本町に住民登録があり、これまでに肺炎球菌ワクチン(ポリサツカライド)の接種を受けたことがない方のうち、

①次の生年月日に該当する方
②のいずれかに該当する方

・65歳 昭和28年4月2日(木)

・70歳 昭和23年4月2日(木)
昭和24年4月1日生まれ

・75歳 昭和18年4月2日(木)
昭和19年4月1日生まれ

・80歳 昭和13年4月2日(木)
昭和14年4月1日生まれ

・85歳 昭和8年4月2日(木)
昭和9年4月1日生まれ

・90歳 昭和3年4月2日(木)
昭和4年4月1日生まれ

・95歳 大正12年4月2日(木)
大正13年4月1日生まれ

・100歳 大正7年4月2日(木)
大正8年4月1日生まれ

② 60歳以上65歳未満の方で、心

臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害のある方(身体障害者1級程度)

接種回数 1回

接種料金 自己負担2000円
(指定医療機関での支払い)

*生活保護世帯の方は免除

該当者は接種日の1週間前までに保健センターでの手続きが必要です。申込期限は**3月22日**(金)です。

接種期限 3月30日(土)まで

実施場所 大治町・津島市・愛西市・弥富市・あま市・蟹江町・飛島村指定医療機関

*指定医療機関以外で接種を希望される方は、接種日の2週間に前までに申請してください。

接種方法 対象**①**に該当し、過去に保健センターの制度を利用して高齢者肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがない方に「高齢者肺炎球菌予防接種券」を昨年3月末に送付しています。同封の案内をよく読み、指定医療機関に予約の上、接種してください。

*この予防接種は法律上の義務ではなく、自らの意思で接種を希望する方のみ接種してください。

注意 次の場合には全額自己負担

となります。

・接種当日に本町に住民登録がない場合

・接種期間以外で接種した場合

・指定医療機関以外で接種した場合

・不慣れな場所に通う方や、外出した場合の備えを、家族と一緒に考えましょう。

防災豆知識

「外出先で災害が起きたら」
この春に進学・就職・異動など機会のある方は、自宅以外で被災した場合の備えを、家族と一緒に考えましょう。

申請・問合せ先 保健センター健

康館すこやかおおはる
☎(444)2714

・非常口や避難経路の確認
・避難訓練などへの参加
・オフィス家具類の固定
・ハザードマップで、想定される災害や被害の確認
・常備薬や携帯電話の予備バッテリーなど必要最小限を持ち歩く
・家族との災害時の連絡手段の確認

外出先での被災後の大原則は「むやみに移動を開始しない」です。帰宅を急ぐのではなく、安全な場所に留まり、周囲の人と助け合ってください。

事業所では、事業停止による影響軽減のための事業継続計画(BCP)の策定や、従業員用の備蓄品などを準備しましょう。

問合せ先 役場 防災危機管理課

内線151